【別紙】 （Ｈ28.8.25 産業部水産課）

1、石巻市魚町水産加工共同排水処理施設について

１ 経過 ・排水処理施設（日処理量 3,000 ㎥）については、昭和 50 年度に石巻市が「公の 施設」として設置し、公社に管理を委託。 （使用料は、市の特別会計に納入）

・水産加工団地の排水処理を共同処理方式とするため「社団法人石巻市水産加工排水 処理公社」を昭和 50 年 5 月 14 日に設立。（市産業部長が理事に就任している。）

・水産加工場が増加し、施設の処理能力が不足したことから、料金を収入する公社が 事業主体となり、施設を増設、都合 6,000 ㎥の処理施設となる。 ・以上から、施設管理が市と公社に二元化され、使用料や加入手続き等の事務に混乱 を招いたため、国、県と協議し、市の施設を公社に貸し付けることとした。 ・貸付に当たり、公の施設の設置条例を廃止、普通財産として有償貸付、賃貸料収入 を起債の償還に充当した。 ■所有区分（別図１「（震災前）排水処理場施設所有区分図」を参照） 区 分 市所有分 公社所有分 土 地 26,076.30 ㎡ 土地は、市が無償貸与 施 設 原水槽、1 号曝気槽、1 号沈殿槽、

放流渠、夾雑物除去設備、魚町一 丁目～三丁目地内の汚水管、マン ホール、汚水ます 当該施設に付随する電気・機械設 備一式 2 号曝気槽、2 号沈殿槽、3 号沈 殿槽、管理棟、加圧浮上槽、電 気室、焼却炉、汚泥濃縮棟、火 力乾燥設備、汚泥乾燥棟、スカ ム乾燥棟、スカム肥料棟 当該施設に付随する電気・機械 設備一式

２ 東日本大震災に伴う施設復旧の経緯 ・水産加工業の早期復興のため、当面の処理として、公社が事業主体となり、水産庁 補助事業で応急復旧を実施した。

・本格的な復旧工事ついては、災害復旧事業が適用不可（公社管理分が適用除外）で

あったため、水産庁との協議により、市が一体的に整備することを条件とした「水

産業共同利用施設復旧緊急支援事業」により実施することとし、以後、排水処理を 稼働しながら復旧工事を行い、平成 28 年度末に完成する運びとなった。

【別紙】 （Ｈ28.8.25 産業部水産課）

2 ・市が一体的に整備した結果、従前の「貸し付け」が補助金適正化法に抵触すること となり、必然的に「公の施設」として管理することになった。 （公社の所有する施設は、ほとんど除却処分しており、曝気槽の躯体等の一部となったため、平成 28 年度中に権利関係を整理し、施設のすべてを市の所有とする。） ・以上から、当該施設を「公の施設として設置する条例」を制定し、併せて「指定管 理者」による管理を適用するもの。

３ 指定管理の概要

（１）指定管理料 ： 利用料収入で充足するため、新たな財政負担は生じない。

（２）剰余金の還元 ： 余剰金が生じた場合は、公益社団法人の「出資配当」や 「内部積立て」等に制約があることから、設備のメンテナ ンス及び更新等に充当することとしたい